

管理規程

第 1 章 総 則

(既定の目的)

第1条 この規則は、子どもの家保育園父母と職員の会が父母会会則に基づいて運営方針、職員の区分内容、保育方法その他保育園の管理に関し重要な事項を定めることにより、父母会の効率的な運営と入所者に対する適切な処遇を確保することを目的とする。

(運営方針)

第2条 婦部会は、園の方針に基づき、入所児童が明るく衛生的な環境において、心身ともに健やかに、社会に適用できるように育成する事を見守り、援助することを目的とする。

(定員)

第3条 保育園の定員は、60人とする。但し、札幌市と協議し、承認を受けた場合は、定員を超えて入所させることができる。

第 2 章 入所児童の処遇

(保育)

第10条

1. 保育は、児童福祉施設最低基準第35条に定めるものの他、次に定める者について実施する。
 - ① 給食
 - ② その他必要な保育
2. 保育指導計画は、保育所保育指針を基準として年間、月案、週案及び日案に分けて作成することとし、別に定める。
3. 保育時間は、7時から18時までとする。ただし、保護者の労働時間その他家庭の状況を考慮して保育時間を伸縮することがある。
4. 入所者の処遇に関する具体的処置を決定し、その円滑な実施を図るため、必要な時期に関係職員を配置する。
 - ① 園長 理事会の決定する方針に従い、保育園の管理運営を統括する。
 - ② 副園長 理事会の決定する方針に従い、保育園の管理運営を統括、補助をする。
 - ③ 保育士 保育に従事し、保育計画の立案、実施、記録及び家庭との連絡などの業務を行う。
 - ④ 調理員 給食献立の立案及び調理、食品の調達計画と受払い、調理室及び食品庫等の管理その他給食に関する業務を行う。
 - ⑤ 嘱託員 入所した児童の健康診断と保健衛生の指導に関する業務を行う。

(職員の資格)

第6条 職員は、児童福祉施設最低基準第7条に定める要件に該当する者のうちから理事長が任命する。但し、保育士については、法令18条の6の各号のいずれかに該当する保育士資格者であること。

(職員の心得)

第7条 職員は、運営方針及び社会福祉施設の公共性に則り、その職務の遂行に努めるほか、特に入所している児童に対しては、無差別平等などを旨とし、常に深い理解と愛情を持って接遇するとともに、職員相互の融和と協力を図り、児童処遇の充実向上に努めなければならない。

第 3 章 入所及び退所

(入所)

第8条

1. 保育園に入所できる児童は、法第24条の規定により保育の実施を受ける者とする。
2. 前項の規定に係らず、法24条の規定により保育の実施を受ける児童が定員に達しない場合には、その範囲において、私的契約において児童を入所することができる。
3. 前項の規定により入所した者は、別に定めるところにより、利用料を支払わなければならない。

(退所)

第9条

1. 保育所に入所した児童が保育所を退所しようとするときは、園長に退所の届出をしなければならない。
2. 園長は入所した児童が次の各号のいずれかに該当するときは、保育所を退所させることができる。ただし、前条第1条の規定により入所した児童を退所させる場合にあつては、あらかじめ札幌市長の承認を得なければならない。

- ① 前条第1項の規定により入所児童について、保育を実施する必要がなくなったとき。
- ② 前条第2項の規定により入所児童について、使用料を支払わない場合、その他入所を継続させる事が適当でないとき。
- ③ その他、札幌市と協議のうえ適当と認められないとき。

第 4 章 入所児童の処遇

(保育)

- 第10条
1. 保育は、児童福祉施設最低基準第35条に定めるものの他、次に定める者について実施する。
 - ① 給食
 - ② その他必要な保育
 2. 保育指導計画は、保育所保育指針を基準として年間、月案、週案及び日案に分けて作成することとし、別に定める。
 3. 保育時間は、8時から18時までとする。ただし、保護者の労働時間その他家庭の状況を考慮して保育時間を伸縮することがある。
 4. 入所者の処遇に関する具体的処置を決定し、その円滑な実施を図るため、必要な時期に関係職員を構成員とする会議を開くものとする。

(休日)

- 第11条
1. 保育園の休日は、次の通りとする。ただし、必要と認められる場合は、休日であっても保育することがある。
 - ① 日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日
 - ② 12月29日から1月3日まで

(給食)

- 第12条
1. 給食は、できる限り変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を確保するものとする。
 2. 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び趣向を考慮したものとする。
 3. 給食の調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うものとする。
 4. 給食費は3歳児より1750円を徴収知る

父母会について

- 第14条
1. 父母会と職員の会は子どもたちの健全な育成を見守り、互いの進行を高める者とする。
 - ① 父母会の会費は月250円とし毎月集める事とする。
 - ② 年1回のバザーの売り上げ、寄付なども父母会の収入とする。
 2. 父母会のお金の使用条件
 - ① 父母会員が出産したとき
 - ② 父母会員の1親等が死亡したとき
 - ③ 園のお花・絵本(入院のお見舞い)にかかる費用。
 - ④ 園児がケガなどで病院に罹ったときの治療費、交通費
 3. 園の行事について
 - ① 遠足などのバス代は父母会から出す。
 - ② お泊り会の経費も半分補助する

第 5 章 非常災害対策

(災害対策)

- 第15条
- 施設長又は防火管理者は、災害防止と入所児童の安全を図るため、非常その他急迫の事態に備え、とるべき処置についてあらかじめ対策を立て、少なくとも毎月1回の避難訓練を行うものとする。

第 6 章 文書

- 第16条
- 年1回の父母総会において収支決算を報告するものとする。
年2回各クラスにおいて父母懇談を行うものとする

附則

この規定は、平成24年4月1日から施行する
この規定は、平成26年4月1日から施行する